

定員に達しましたので、募集を締め切ります。

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため安全衛生法令が改正され、高さ 2 m 以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者に対して、労働安全衛生法第 59 条第 3 項（労働安全衛生規則第 36 条第 41 号）の規定により、事業者には特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しましたので、当該作業に従事する方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内します。

記

1. 日時 令和 7 年 9 月 30 日 (火) (学科) 9 : 00 ~ 14 : 30 (受付 8 : 45 ~)
(実技) 14 : 40 ~ 16 : 50

2. 場所 伯耆しあわせの郷 (倉吉市小田 458)

3. 日程

[学科]

科 目	時 間	講 師
①作業に関する知識	9 : 00 ~ 10 : 00	1 級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉 森 英 樹 氏
②フルハーネス型墜落制止用 器具に関する知識	10 : 00 ~ 12 : 00	
③労働災害の防止に関する知識	13 : 00 ~ 14 : 00	
④関係法令	14 : 00 ~ 14 : 30	

[実技] 14 : 40 ~ 16 : 50 (2 時間 10 分、休憩含む)

4. 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1 人 10,000 円 (テキスト代込)
(消費税 10%、内税 909 円)
非会員 1 人 12,000 円 (テキスト代込)
(消費税 10%、内税 1,090 円)